大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 総括ワーキンググループ設置要領(案)

(設置)

第1条 この要領は、大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。)の下に、連絡協議会規約第6条に基づき、総括ワーキンググループ(以下「総括WG」という。)を以下のとおり設置する。

(組 織)

- 第2条 総括WGは、連絡協議会座長が指名する委員により構成する。
- 2 総括WGには、委員の互選により座長を置く。
- 3 座長は必要に応じ、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(開催)

- 第3条 総括WGは必要に応じ座長が招集する。
- 2 座長は議事、その他の会務を総理し、座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名した委員がその職務を代理する。

(所 掌)

- 第4条 総括WGは、次の事務を所掌する。
 - (1) 連絡協議会の広報活動に関すること。
 - (2) その他、必要な事項に関すること。

(事務局)

第5条 総括WGの事務局は、国土交通省近畿地方整備局道路部交通対策課において行う。

(雑 則)

第6条 この要領に定めるものの他、総括WGの運営に関して必要な事項は、座長が定める。

(附 則)

この要領は、平成30年3月13日から施行する。

この要領は、令和 元年 月 日から施行する。

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 総括ワーキンググループ 委員名簿 (案)

委 員	一般社団法人 大阪府トラック協会 交通・環境部
II.	一般社団法人 京都府トラック協会 適正化事業部
<i>II</i>	一般社団法人 兵庫県トラック協会 業務部
IJ	一般社団法人 全国クレーン建設業協会大阪支部
II	大阪府警察本部 交通部 交通指導課
II.	京都府警察本部 交通部 交通指導課
II.	兵庫県警察本部 交通部 交通指導課
JJ	国土交通省 近畿地方運輸局 自動車交通部 貨物課
<i>II</i>	国土交通省 近畿地方運輸局 自動車監査指導部
IJ.	国土交通省 近畿地方運輸局 自動車技術安全部 技術課
"	大阪府都市整備部 交通道路室 道路環境課
II.	京都府 建設交通部 道路管理課
II.	兵庫県 県土整備部 土木局 道路保全課
"	大阪市 建設局 道路部 調整課
IJ	堺市 建設局 土木部 路政課
<i>II</i>	京都市 建設局 土木管理部 道路明示課
<i>II</i>	神戸市 建設局 道路部 管理課
IJ	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス事業部 道路管制センター 交通管制課
IJ	阪神高速道路株式会社 管理本部 管理企画部 交通管理課
IJ	本州四国連絡高速道路株式会社 業務部 道路管理課

座 長 国土交通省近畿地方整備局道路部 交通対策課長

オブザーバ 公益社団法人 関西経済連合会

ル 大阪商工会議所

ッ 警察庁 近畿管区警察局 広域調整部

11 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部

事務局 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

(順不同)